

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回美幌町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和7年6月30日(月) 16時00分 開会 16時42分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎2階 第2会議室
出 席 者 氏 名	伊藤委員、平田委員、山田委員、高橋委員、藤田委員、太田委員、 亀井委員
欠 席 者 氏 名	平野町長、本田委員、村上委員
事務局職員職氏名	那須総務部長、竹下政策推進課長、佐藤主査、山口主事
議 題	1 令和6年度までの取り組み 2 美幌町空家等対策計画の見直し 3 令和7年度の実施状況 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	-
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0人
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】 令和6年度までの取り組み 【資料2】 美幌町空家等対策計画の見直し 【資料3】 令和7年度の実施状況 【資料4】 美幌町空き家所有者等情報外部提供制度
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
那須総務部長	<p>《開会》</p> <p>ご案内のお時間となりましたので、只今から令和7年度第1回美幌町空家等対策協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただき厚くお礼申し上げますとともに、日頃より、行政運営に対しましてご理解とご協力を賜り、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本協議会につきましては、空家等対策計画の作成及び変更、実施に関わる協議を行う場といたしまして、平成30年8月に設置をされてございます。</p> <p>委員の定数につきましては、美幌町附属機関に関する条例により、10名以内となっております。地域住民、学識経験者、その他町長が必要と認める者によって構成をしております。</p> <p>本来でありましたら、平野町長が会長になりますが、本日公務のため出席が叶わないということでございますので、ご了承願いたいと思います。</p> <p>また、所用により欠席をしております本田幸治司法書士事務所の本田委員、美幌警察署の村上委員に平野町長を加えた10名により本協議会が構成されていることをご報告させていただきます。皆さまどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、新たに委員となられた方もおられますので、委員の皆さまから自己紹介を頂ければと思います。平田委員から順に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
平田委員	自治会連合会から出ております平田と申します。よろしく願いします。
山田委員	セクトの山田宏彰と申します。5月から美幌支店で勤務することになりました。美幌は何回か来てはおりますが、実際に細かい部分はまだまだだと思っておりますので、色々勉強しながら、今回の空家等対策協議会で少しでもお力になればと思っておりますので、よろしく願いします。
高橋委員	北海道建築士会の美幌支部から来ております、美幌で工務店を経営しております、高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。
藤田委員	改めまして、お疲れ様でございます。社会福祉協議会から出ております、藤田と申します。どうぞよろしく願いいたします。
伊藤委員	商工会議所の伊藤と申します。どうぞよろしく願いします。
太田委員	民生児童委員会から出ております、太田と申します。よろしく願いします。
那須総務部長	続きまして、本協議会の事務局職員より自己紹介をさせていただきます。
竹下政策推進課長	総務部政策推進課の竹下と申します。どうぞよろしく願いいたします。
佐藤主査	同じく、総務部政策推進課の佐藤と申します。よろしく願いします。

山口主事	同じく、総務部政策推進課の山口と申します。よろしくお願いします。
那須総務部長	本協議会の事務局長を務めます、総務部長の那須と申します。どうぞよろしくお願いします。
那須総務部長	<p>《副会長の指名》</p> <p>続きまして、副会長の指名を行います。本協議会の会長につきましては、美幌町附属機関に関する条例により会長は町長をもって充てることになっておりまして、副会長につきましては、会長が指名することになってございます。</p> <p>本日、所要により会長の平野町長が欠席となっておりますが、副会長の指名について伝言を預かっておりまして、伊藤委員に副会長をお願いしたいとのことでしたが、よろしかったでしょうか。</p>
伊藤委員	はい。
那須総務部長	ありがとうございます。では、伊藤副会長より一言いただいてもよろしいでしょうか。
伊藤委員	町長が本日どうしても不在になるということで、議事進行を含めた補佐ということで、副会長のご指名をいただきましたので、至らない点もあるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
那須総務部長	ありがとうございます。これより先の議事進行につきましては、伊藤副会長をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
伊藤委員	<p>それでは、本日の議題に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議題の1番目「令和6年度までの取り組み」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>《議題》</p> <p>(1) 令和6年度までの取り組み</p>
佐藤主査	<p>議題1「令和6年度までの取り組み」についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>【1. 空き家台帳の見直し】</p> <p>まず、1. 空き家台帳の見直しについてご説明させていただきます。</p> <p>令和6年度に本町における空家等の現状把握を行うため、空き家台帳の更新を行いました。</p> <p>旧空き家台帳については、平成29年度に課税台帳及び水道開栓状況を基に全戸調査、現地確認を実施したもので、現地確認時の目視により管理状況や老朽度を確認し、危険度を判定しておりました。判定区分は、管理に問題がないものをAランク、管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能なものをBランク、倒壊等の可能性は低いですが、現況のままの利用は困難なものをCランク、倒壊・崩壊の可能性が高いものをDランクとしており、判定は、建物の傾斜、外壁、屋根、居住の可能</p>

性の4点を目視により確認し、各ランクに分けておりました。

しかし、この空き家台帳の課題点として、目視による判定のため、判定結果が確認者の感覚に左右されてしまうこと、建物の年数経過時に当初設定した危険度が正しいのか、再度目視による調査が必要になること、新たな空き家を把握しておらず、台帳上の追跡調査のみになっていたこと、この3点が課題となっております。

空き家台帳の更新に併せ、本町と包括的連携協定を締結している北見工業大学にご協力いただき、空き家の判定区分の見直しも行いました。

昭和56年5月31日以前に建築された物件、いわゆる「旧耐震基準」かどうか危険度の一つの目安となるとのアドバイスをいただき、危険度判定の考え方を建築年数及び空き家歴で危険度を判定することとしました。

見直し後の判定基準では、昭和56年6月1日以降に建築された物件、いわゆる「新耐震基準」の物件で空き家歴5年未満のものをAランク、新耐震基準で空き家歴5年以上のものをBランク、旧耐震基準の物件をCランクとし、さらにCランクを空き家歴及び建築年数でC1・C2・C3に分類しました。また、住民から相談や苦情があり、現地確認の結果、危険だと判断した物件はDランクとして整理し、Dランクは消防による現地調査も年1回行われます。

この見直しにより、建築年及び空き家歴で判定することで、確認者の感覚に左右されることなく危険度を判定できるようになったこと、年数経過により自動で危険度のランクが上がる判定区分となったこと、台帳更新を毎年行うため、最新の空き家状況を把握しやすい仕組みとなっております。

令和6年度の調査の結果、町内の空き家はAランクが59件、Bランクが79件、C1ランクが146件、C2ランクが276件、C3ランクが34件、Dランクが27件、合計621件となりました。

今後については毎年全戸調査を実施することとしており、令和7年度においても6月～10月にかけて全戸調査を実施し、空き家対策を推進していきたいと考えております。

【2. 空家等除却事業補助金の拡充】

続きまして、2. 空家等除却事業補助金の拡充についてです。

こちらの補助事業は、空き家の除却費用の一部を補助するもので、自主的な除却を促進し、住民の安心で安全な住環境の確保を図るとともに、跡地利用として住宅の新築による定住を促進し、人口減少の抑制を図ることを目的としております。

令和6年度までの既存の補助事業の区分として、一般型、新築型の二つの区分があり、一般型の主な要件は、建物を解体し、更地にするもので、補助額は除却費用の1/2以内、住宅地区改良法に基づく不良度判定の結果、不良住宅に該当するものは最大50万円、準不良住宅に該当するものは最大25万円を補助するものとなっておりますが、令和7年度から、補助率を除却費用の2/3以内、補助額は不良住宅が最大80万円、準不良住宅は最大40万円に拡充しました。

新築型の主な要件は、建物を解体して更地にし、2年以内に跡地に住宅を新築するもので、補助額は除却費用の4/5以内、最大100万円を補助するものとなっておりますが、令和7年度から補助額を最大130万円に拡充しました。

また、令和7年度から空き店舗や賃貸住宅の除却を補助対象とする新たな区分、商業型を追加し、補助率を除却費用の1/2以内、補助額は不

	<p>良住宅が最大 50 万円、準不良住宅は 25 万円としました。</p> <p>令和 7 年度の申請状況についてですが、4/1～5/15 までを募集期間としており、一般型は、不良住宅が 2 棟、準不良住宅が 1 棟、新築型は 1 棟、商業型は準不良住宅が 1 棟について、交付申請の手続きを進めているところです。6/16～7/31 まで追加募集として現在受付をしております。</p> <p>【3. 空家等対策特別措置法の改正】</p> <p>続きまして、3. 空家等対策特別措置法の改正についてです。</p> <p>「空家等対策特別措置法」は、全国的に加速する空き家問題を解決するため、平成 27 年 5 月に施行されたもので、本町の空家等対策計画の上位法であります。令和 5 年 12 月に改正されましたので、主な改正内容についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、「管理不全空家等に対する措置」の新設についてです。</p> <p>管理不全空家等とは、放置すれば特定空家等に該当するおそれが大きいものを差し、自治体が管理不全空家等に指定することで、指導と勧告を行うことができます。勧告に従わない場合、今まで特定空家等にしか適用されなかった固定資産税の住宅用地特例（建物が建っている場合、住宅用地の固定資産税は 1/6 に減免される特例措置）の解除が管理不全空家等にも適用されることとなります。</p> <p>続きまして、「緊急代執行制度」の創設についてです。</p> <p>台風などの災害により特定空家等が倒壊しそうな場合など、周辺住民の身体や生命に危険を与えるおそれがあり、緊急に安全を確保する必要があるような場合は、法令に基づく勧告が出されている特定空家等に対して、命令などの一部の手続きを経ずに市区町村長が代執行できることとなりました。</p> <p>その他、「財産管理制度」や「空家等活用促進区域の設定」などの制度が新設されました。法改正内容の計画への反映につきましては、方針や施策を皆様にお示しする際に、詳細をご説明させていただきます。</p> <p>以上、議題 1 「令和 6 年度までの取り組み」について、ご説明させていただきました。よろしく申し上げます。</p>
伊藤委員	<p>事務局から「令和 6 年度までの取り組み」について説明がありました。</p> <p>ランク分けの判定基準を見直し、全戸調査を行った結果、621 棟の空き家が存在することが確認されたということ、また、除却の補助金を拡充し、商業型を新設したこと、そして、令和 5 年 12 月に空家等対策特別措置法が改正されたという内容でした。</p> <p>皆さまからご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>【質疑】</p> <p>なし</p>
伊藤委員	<p>次に、議題の 2 番目「美幌町空家等対策計画の見直し」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(2) 美幌町空家等対策計画の見直し</p>
佐藤主査	<p>議題 2 「美幌町空家等対策計画の見直し」についてご説明させていただきます。</p> <p>資料 2 をご覧ください。</p>

今までの経過についてです。現在の空家等対策計画の計画期間は、令和元年度から令和9年度までとなっておりますが、議題1にてご説明させていただきますとおり、空家等対策特別措置法が令和5年に12月に改正され、管理不全空家等などの制度が新設されたことや、令和6年度の空き家台帳の見直しにより、判定基準を変更したこと、以上の理由により空家等対策計画の見直しが必要となっていることから、計画の見直し時期を前倒し、令和7年度に計画の見直しを行い、令和8年度から新たな計画により空き家対策を推進したいと考えております。

続きまして、策定のポイントについてです。ポイントを4つご説明いたします。

1つ目は「所有者アンケート調査の実施」です。

昨年度更新した空き家台帳に基づき、所有者へアンケート調査を実施し、所有者の今後の意向やニーズを正確に把握し、その結果を計画へ反映させます。また、把握したニーズに基づき、既存制度の見直しや新たな施策の検討を進めます。

2つ目は「地域との情報共有の実現」です。

所有者アンケート調査と併せて、地域への情報共有の可否を所有者に確認し、情報共有が可能な空き家については、空家等対策協議会所属団体などと積極的に情報を共有し、地域全体で空き家問題に取り組む体制を構築します。

3つ目は「民間活力や地域との協働の推進」です。

地域との情報共有を進めることで、民間主導による空き家の解消、利活用、及び流通促進を図り、町内自治会などの地域団体による見守りや注意喚起など、地域と行政が一体となった協働体制を実現し、地域ぐるみで空き家対策を進めます。

4つ目は「法改正の趣旨の反映」です。

令和5年12月に施行された空家等対策特別措置法の改正内容を本計画に反映させ、行政代執行など、行政がどこまで介入すべきかについて、具体的な検討を行い、より実効性のある対策を講じます。

続きまして、計画期間についてです。

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間とし、計画の実効性を高め、より柔軟かつ効果的な空き家対策を進めるため、この10年間の計画期間を前期と後期に分け、それぞれ5年間とします。前期が令和8年度～12年度、後期が令和13年度～17年度となります。

続きまして、策定スケジュールについてです。

庁内連携本部会議や本協議会にて意見交換などを実施し、本年12月に計画案を完成させ、翌年1月にパブリックコメントを経て、3月に計画を完成させる予定です。本協議会は資料に「町民会議」と記載しておりまして、6月、7月、8月、10月、11月、12月の最大で6回開催予定です。

続きまして、2ページ目をお開きください。計画の構成についてでございます。

本計画は、「イントロ」「バックデータ(町)」「バックデータ(空き家)」「対策」「実施体制」「目標値」の6つの構成とし、その中の対策については、現行の計画と同様に「発生予防」「利活用」「除却(管理)」の3つを柱とし、それぞれの柱に方針を設定し、さらにその下に具体的な施策を展開していくことで、空家等対策を多角的に推進していきます。

伊藤委員	<p>方針については第2回の会議にてご説明し、施策については第3回の会議にてご説明させていただき予定です。</p> <p>方針や施策につきましては、資料下段に記載されております内容に沿ったものとなる予定です。</p> <p>利活用につきましては、民間の活力を最大限に引き出す利活用を支援する仕組みを構築し、除却（管理）につきましては、行政単独では困難な問題に対し、関係機関や地域団体、民間事業者との連携を強化し、地域ぐるみでの対応体制を構築するとともに、法改正で強化された措置を適切に適用し管理不全空家等や特定空家等に対する対策を検討いたします。</p> <p>皆さまからご意見をいただきながら、計画の見直しを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、議題2「美幌町空家等対策計画の見直し」について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から「美幌町空家等対策計画の見直し」について説明がありました。</p> <p>策定のポイントとして、「所有者アンケート調査の実施」「地域との情報共有の実現」「民間活力や地域との協働の推進」「法改正の趣旨の反映」の4つを掲げ、対策として「発生予防」「利活用」「除却」の3つの柱を設定し、年内に計画案の完成を目指すという内容でしたが、皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
平田委員	<p>【質疑】</p> <p>空き家というのは、あくまでも民間の件数で、公的な建物は含まれていないということでしょうか。例えば、旧警察官舎あたりは入居者がいなかったり、旧美幌高校の職員住宅がそのままになっていたり、現在の美幌高校の官舎も空き家で放置されているとか。そういったものは、ここの数値に入っていないということでしょうか。</p>
竹下政策推進課長	<p>空き家の考え方については、前回の会議においても議論になりまして、共同住宅については、すべての部屋が空き部屋にならないと空き家として認定されないこととなりますので、空き室という考え方はしていません。議題3にて、セクト様からご提供いただいた民間の空き部屋の状況についてご説明させていただきます。公共施設の空き部屋はこの件数には入っていないという回答になります。</p>
伊藤委員	<p>次に、議題の3番目「令和7年度の実施状況」について、事務局から説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>(3) 令和7年度の実施状況</p> <p>議題3「令和7年度の実施状況」についてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。</p> <p>【1. 空き家台帳の更新】</p> <p>まず、1. 空き家台帳の更新についてご説明させていただきます。</p> <p>令和6年度に空き家台帳の見直しを行いました。その後、毎年全戸調査を実施することとしており、令和7年度においても6月～10月にかけて全戸調査を実施いたします。</p>

令和7年度空き家台帳の速報値として、Aランクが57件、Bランクが73件、C1ランクが138件、C2ランクが267件、C3ランクが38件、Dランクが27件、合計600件という結果となっております。

なお、参考としまして、令和6年度中に解体された空き家の数についてお知らせいたします。補助金を利用して解体された空き家が一般型2棟、新築型2棟の計4棟ございまして、自費で解体された空き家が17棟で、合計で21棟が解体されております。ランク別にご説明しますと、C1が8棟、C2が12棟、C3が1棟となります。

新規で空き家となったものや利用再開となった物件があり、現在精査を進めておまして、最終値は実態調査を経て10月頃に確定する予定です。確定次第、委員の皆様にお知らせいたします。

また、令和6年度の会議にて平田委員からご質問いただきました、アパートの空き部屋の数についてですが、町で正確な数値を把握することが難しかったため、(株)セクト様にご協力いただきました。

はじめに、共同住宅については、全体で835戸のうち、入居中が780戸、空室が55戸となっております。入居率が93.4%となっております。続いて、戸建の貸家については、全体で126戸のうち、入居中が120戸、空室が6戸となっており、入居率が95.2%となっております。共同住宅と戸建を合計すると、全体で961戸のうち、入居中が900戸、空室が61戸、入居率が93.7%となります。

【2. 所有者アンケート調査】

続きまして、2. 所有者アンケート調査についてです。

4月末に空き家の所有者に対して、空き家の利用状況、今後の利活用に対する意向や要望に関するアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の送付数につきましては、所有者の重複や送達不能を除いて483件送付し、アンケート回答数は紙媒体で225件、電子媒体で9件の合計234件で、回答率は48.4%となりました。

アンケートの内容につきましては、現在集計中でして、第2回の会議にて委員の皆様にご説明させていただく予定です。

【3. 美幌町空き家所有者等情報外部提供制度の新設】

続きまして、3. 美幌町空き家所有者等情報外部提供制度の新設について、ご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

空き家の所有者や管理者から同意を得た空き家所有者等情報を、町から民間の登録事業者へ提供することにより、民間主導の利活用の促進を図ること、また、不動産や建築、自治会等それぞれの分野において専門的知見を有する事業者へ空き家情報を提供することにより、町と事業者が連携して美幌町空家等対策計画の方針に取り組むことを目的とする制度を、今年度新設いたしましたので、制度の内容についてご説明いたします。

町に提出した同意書に記載された所有者や管理者の「住所」、「氏名」、「連絡先」、「所有意向」「関係性」及び町が整備した空き家データベース内の「空き家所在地」「延べ床面積」「建築年月日」「空き家歴」「用途」「構造」「階数」「空き家のランク」の情報を、本制度に登録した事業者に対して、提供するというものです。

本制度に登録可能な事業者は美幌町空家等対策協議会が認めた事業者・団体のみとし、登録事業者の一覧は美幌町のホームページにて公開することとしております。

伊藤委員	<p>4月に所有者アンケート調査と併せて、所有者へ同意書を送付しており、157名の所有者から同意書の提出がありました。空き家を複数所有されている方もいらっしゃるため、情報提供可能な空き家は172件となりました。</p> <p>本制度の活用方法や情報の提供方法、登録可能事業者の選定方法などにつきましては、第2回の会議にてご説明させていただき、皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、議題3「令和7年度の実施状況」について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から「令和7年度の実施状況」について説明がありました。</p> <p>令和7年度の空き家台帳更新の速報値として600件の空き家が存在し、また、空き家所有者等情報外部提供制度を新設して、民間主導の利活用の促進等を図るという内容でしたが、皆様からご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>【質疑】</p> <p>昨年の解体した件数21件あり、自費で17件とのことでしたが、これは補助制度を知らなかったということですかね。</p>
竹下政策推進課長	<p>この補助金については、国の制度を活用しており、該当となるかどうかを不良度判定にて確認するという基準があるため、今年も補助金をお申込みいただいたが、不良度判定に該当せずに補助金が対象とならなかったケースがあります。すべてそうだったかは不明でして、もしかすると制度をご存じなかった方もいらっしゃるかもしれませんので、引き続き制度の周知を図ってまいりたいと思います。</p>
伊藤委員	<p>このように拡充されて、非常に充実されていると思いますが、周知方法は、町民向けの広報やホームページという形になるのでしょうか。</p>
竹下政策推進課長	<p>空き家の所有者の方にダイレクトにお知らせをしております。</p>
佐藤主査	<p>例年ですと、固定資産税の納税通知書に同封して、今年度については所有者にアンケートを送付しているので、そちらに同封する形で周知しております。</p>
伊藤委員	<p>だとすれば、だいたいは届いていますね。</p>
高橋委員	<p>利活用の点で、名古屋市に住んでいる方が、夏暑くてどうしようもないので、夏の間だけ美幌町の集合住宅を購入されて、それをリノベーションされたというのが、セクト様からも情報をいただいて、今形になりつつあります。そういった場合に発信力が問われると思っておりまして、お客様が体験宿泊として来られた際に、色々見たりということはあるとは思いますが、そこに至るまでのアクションが足りないと思っています。そういった場合、移住されないで住民票は移らないのですが、固定資産税は美幌町に払っていただけることになりますので、そこに対して一部補助金などがあると、ハードルが下がるのかなと思うので、各部署との連携になるとは思うのですが、そういったことも空き家を埋めていくという部分ではすごく大事なポイントになってくると思うので、何か検討してい</p>

竹下政策推進課長	<p>ただければと思います。</p> <p>今お話しいただきました、いわゆる二地域居住というものについて、国が今、二地域居住の計画を打ち出してきており、石破総理の地方創生 2.0 の正体が今、やっと見えてきたところでございます。そこで、二地域居住を増やす取り組みについて、国策として出てきそうな感じがありますので、補助金になるのか、他のものになるのかは別として、そういったものは見逃さないようにいたします。二地域居住の計画も人口減少対策の方の会議で策定する予定となっております。</p> <p>また、リノベーションの件につきまして、今回同意書の提出をいただいた空き家が 172 件ありました。次回の会議でお諮りさせていただこうと思っておりますが、少なくとも今日お集まりいただいた皆様の団体で、望まれる方には、この情報を提供させていただこうと思っております。活用例として、建設業の方が良い場所だと思ったところについて、所有者と直接交渉してもらい、買ってリノベーションをするだとか、自治会の方の寄り合いにするだとか、そういう形で活用できないかと考えております。それを、今回の計画に盛り込んだら良いのではないかというのが、事務局からの提案でございますので、是非ご意見などいただければと思います。</p>
伊藤委員	<p>次に、議題の 4 番目「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(4) その他</p>
佐藤主査	<p>議題 4 「その他」についてご説明させていただきます。</p> <p>次回の会議開催は 7 月下旬頃を予定しております。</p> <p>次回の会議では、所有者アンケートの結果について集約したものをお示しし、対策の 3 つの柱の中の「方針」について事務局案を提示するとともに、「美幌町空き家所有者等情報外部提供制度」の活用方法等について、ご説明させていただきます予定です。</p> <p>会議の日時については、後日、日程調整をさせていただきますので、ご対応いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>皆様からご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>【質疑】 なし</p>
伊藤委員	<p>最後に、全体を通してご意見・ご質問があればお願いします。</p>
山田委員	<p>先ほど入居率のお話について、情報提供させていただいた部分がありますが、実際に私共が管理しているアパートの戸数であるので、管理していないアパートは含まれておりません。よって、実際にはもう少し戸数が増えるということになります。</p> <p>また、空き家所有者等情報外部提供制度の新設というところでは、私共も非常に魅力を感じておりまして、次回会議の議題で上がってくるであろうと思うのですが、相続登記がされていなくて所有者がわからない物件がたくさんありまして、実際に情報を提供していただけるのであれば色々と動きが良くなってくると思います。非常に良い制度だと思いますので、是非今後煮詰めていければと思っております。</p>

伊藤委員

以上で本日予定されている会議の内容について全て終了しましたので、令和7年度第1回空家等対策協議会を閉会させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

《閉会》